

介護保険システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム

第1回議事概要

日時：令和6年6月14日（金）13:30～15:00

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	西山 友啓	川口市福祉部介護保険課 主事
出席	阿天坊 麻里	川口市福祉部介護保険課 主査
出席	中山 亮	川口市福祉部介護保険課 主任
欠席	大久保 直人	板橋区健康生きがい部介護保険課資格保険料係 副係長
欠席	栗原 由芽	板橋区健康生きがい部介護保険課給付係 主事
出席	福川 拓郎	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	関 大介	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	松本 享	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	鷹野 駿	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課保険給付係 主事
出席	廣瀬 麻衣	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課認定係 主任
出席	加藤 瞳子	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課保険給付係 主事
出席	川上 正暁	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 係長
出席	美谷 知彦	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 主幹
出席	磯川 朋子	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 係長

（オブザーバー）

欠席	千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	山田 貫才	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任
出席	笹原 哲弘	社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長

出席 渡邊 圭彦 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席 新井 敬大 厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長
出席 中山 ちひろ 厚生労働省老健局介護保険計画課
欠席 古賀 和輝 厚生労働省老健局介護保険計画課

【議事次第】

1. 開会
2. 第1回 WT の検討
3. その他

【議事概要】

○構成員意見

・標準化は令和7年度末までに移行することとなっており、改正戸籍法により令和8年1月頃から氏名のフリガナへの対応が行われる時期でもあり、自治体の負担が大きくなっている中で介護情報基盤への対応も時期が重なると更なる負荷になるため、できれば時期は分散したいところである。また、個人情報の蓄積についても、情報の取扱いには注意する必要がある。その一方で介護場情報基盤が実現することで多職種連携ができるため、家族等の当事者の満足度が向上し、効果のある取り組みだと考える。

⇒（厚生労働省）標準準拠システムへの移行やフリガナ法制化等のさまざまなタスクがある中で、政府方針として決められた令和7年度末までの標準準拠システムへの移行が行われ、令和8年度には基本的には移行されている前提で制度設計をしたいと考えている。また、事務局からの説明にあったとおり、自治体や構成員等のご意見を踏まえ、リスクをコントロールしながら進めるかが重要な点と認識しており、標準化検討会や介護保険部会等の審議会で議論していく予定である。また、2040年に向け生産年齢人口の減少が進んでいく中で、自治体も含め介護現場の業務を変えていかなければ介護提供体制を維持することは難しいと考えるため、リスクが高まる前から必要な対応を取っていきたいと考えている。

⇒（事務局）日次連携に関して、自治体構成員から意見があれば伺いたい。

⇒（自治体構成員）ベンダと相談しながら、何か気になる点があれば後日意見を出したい。

⇒（自治体構成員）今のところ特に意見はなし。

⇒（自治体構成員）「市区町村介護事務システム」から日次連携されるということだが、標準準拠システムでは即時のオンライン更新ができないと聞いている。日次連携であると翌日に連携になるため、常に最新情報にならないが問題ないか。

⇒（事務局）まずPMHと介護情報基盤は令和8年度から一体になる予定であり、市区町村は国保中央会にある介護情報基盤に情報を連携することになる。日次連携における方式としては資料3のP5に提示しているPMH連携の方式と同等になる。現在、医療機関等の資格確認で利用しているオンライン資格確認は医療保険者が、医療保険者向け中間サーバに被保険者情報の登録を行っている。その中で市町村国保の資格情報は国保連合会を経由し、医療保険者向け中間サーバに登録されるため、最短2日程度必要としているが、運用上支障ないと聞いている。現状の様々な連携を

踏まえ、介護情報基盤においても日次連携であれば問題ないものと想定し、夜間バッチの日次連携を想定している。

⇒（自治体構成員）了承した。

⇒（自治体構成員）何かあれば後日質問する。

○事務局

- ・資料3のP6にて適合基準日を整理しているが、気になる点等があればご意見を伺いたい。

⇒（事務局）特にご意見がないため、適合基準日は「令和8年4月1日」を対応案として意見照会等を行い、引き続き検討する。

【デジタル庁より後日回答あり】

- ・介護情報基盤と自治体システム間での介護情報の連携など介護分野におけるDXの推進への対応については、貴省の資料の「医療DXの推進に関する工程表」にあるように令和8年度以降の全国的な運用が求められていると承知しており、標準仕様書における適合基準日を、令和8年4月1日とすることについて、現時点で異論はなし。
- ・しかしながら、当庁として、大規模な制度改正への対応により、標準準拠システムの開発・移行作業に影響を及ぼしかねないという事業者の声は認識しているため、今後、事業者や自治体への意見照会において、令和8年4月1日の適合が困難という声が多くあるような場合には、適合基準日を令和8年4月1日とすることの影響（移行困難システムの増加の可能性等）も踏まえて、適合基準日について慎重にご検討いただきたい。その際には、当庁とも意見交換をさせていただきたい。

以 上